

美郷町地域振興券物価高騰対策支援給付事業 対象世帯に美郷町地域振興券を給付します

町では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰により消費支出が増加していることに加え、エネルギー価格上昇に伴い、暖房費に係る支出も大きく増加することが見込まれることから、町民の生活を支援するとともに町内経済の活性化を図るため、対象世帯に美郷町地域振興券を給付します。

■給付対象世帯

令和4年12月15日現在において美郷町の住民基本台帳に記録されている世帯

■給付金額

1世帯当たり8,000円分の振興券(共通券400円×10枚×2セット)を給付します。

■給付時期

令和5年1月上旬ころより、対象世帯の世帯主あてに振興券を簡易書留で郵送します。

■美郷町地域振興券物価高騰対策支援給付事業の共通券



■使用期限

令和5年2月28日(火)

※振興券到着後から使用できます。

発行済みの美郷町地域振興券の使用期限を延長します

美郷町地域振興券物価高騰対策支援給付事業の実施に伴い、下記4事業で発行済みの振興券の使用期限を次のとおり延長します。

※下記4事業で発行済みの振興券の券面には、使用期限が令和5年1月13日(金)と記載されていますが、使用期限を令和5年2月28日(火)と読み替えて使用してください。

事業名	振興券の概要	券デザイン	使用期限
美郷町地域振興券給付事業	対象世帯に1世帯当たり振興券1セット10,000円分を給付しています。 【1セットの内訳】 ○商品券:2,000円 ○飲食券:2,000円 ○サービス券:2,000円 ○共通券:4,000円		令和5年 1月13日(金) ↓ 令和5年 2月28日(火)
美郷町地域振興券販売事業	対象者に振興券1セット10,000円分を5,000円で販売しています。 【1セットの内訳】 ○商品券:2,000円 ○飲食券:2,000円 ○サービス券:2,000円 ○共通券:4,000円		
美郷町連携企業応援事業	対象者に1人当たり共通券6,000円分を給付しています。		
美郷町地域振興券家計応援給付事業	対象世帯に1世帯当たり共通券12,000円分を給付しています。		

令和4年分所得税の確定申告および令和5年度町県民税の申告相談が次の日程で始まります。

令和5年1月1日現在で美郷町に住所登録をしている方の、令和4年1月1日から同年12月31日までの所得が対象となります。

期 間◆2月7日(火)～3月15日(水)
日 程◆12ページの日程表をご覧ください。
時 間◆午前の部：午前9時～午前11時
 午後の部：午後1時～午後3時

※3月15日(水)は午前の部で終了します。

受付人数◆各日120人(日曜日150人) ※3月15日は除く

会 場

【千畑地区】美郷町役場 3階 大会議室(エレベーターをご利用ください)
【六郷地区】美郷町中央ふれあい館 1階 ホール
【仙南地区】美郷町南ふれあい館 1階 和室



2月7日(火)から
3月15日(水)まで
所得税と町県民税の
申告相談が
始まります

申告相談の実施期間中は、税務課事務室には留守番の職員を残して、大半の職員が申告業務のため不在にします。ご迷惑をお掛けしますが、税務課にご用の方は1月中の来庁をおすすめします。2月以降はお待たせする時間が普段より長くなりますのでご了承ください。

所得税の確定申告について

申告が必要な方

- ・農業や営業などの事業を営んでいる方
- ・地代や家賃収入などの不動産収入がある方
- ・給与を2事業所以上からもらっていて、年末調整をしていない方
- ・年末調整をした給与以外の所得が、20万円を超える方
- ・勤務先で源泉徴収されていない方
- ・土地や建物を売った方 など

町県民税の申告について

申告が必要な方

所得税の確定申告を済ませた方(町県民税の申告をしたとみなされます)以外で下記にあてはまる方

- ・年末調整をした給与所得のほかに20万円以下の所得がある方
- ・公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
- ・収入が遺族年金や障害年金、失業給付金などの非課税所得のみの方

※未申告の場合は国民健康保険税等に影響します。

申告が必要かどうかの簡易判定フローチャートを10ページに掲載していますので、ご参照ください。

申告時に必要なもの

- ①マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードと身分証明書(運転免許証など)
- ②「利用者識別番号」の通知または税務署からの「確定申告のお知らせ」のはがき

【給与や公的年金等の収入がある方】

- ③源泉徴収票の原本
- 【営業・農業・不動産等の事業所得がある方】
- ④収支内訳書または帳簿など
- ⑤農産物の出荷証明書など
- ⑥必要経費として計上するものの支払証明書や領収書など

※事業所得がある方は、収入金額や必要経費を事前に収支内訳書やノートなどへ整理・集計したうえでご来場ください。

【一時所得・雑所得(個人年金、報酬)等がある方】

- ⑦支払明細書や支払調書など
- 【各種控除を申告される方】
- ⑧社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除
→ 保険料を支払った証明書や領収書
- ⑨寄附金控除 → 支払った領収書や証明書
- ⑩障害者控除 → 障害者手帳など
- ⑪医療費控除 → 人ごと、医療機関ごとに集計した明細書

【所得税の還付申告をする方】

- ⑫通帳やキャッシュカードなど申告者の口座情報を確認できるもの(本人名義の口座に限る)

家族の分も申告される場合は、上記の申告時に必要なものをすべてお持ちください。